

昭和47年（1972）の政府見解のポイント (第3段落)

基本的な論理①

憲法は、第9条において、…前文において、…第13条において、…わが国がみずからの存立を全うし国民が平和のうちに生存することまでも放棄していないことは明らかであつて、自國の平和と安全を維持しその存立を全うするために必要な自衛の措置をとることを禁じているとはとうてい解されない。

基本的な論理②

しかしながら、だからといつて、平和主義をその基本原則とする憲法が、右にいう自衛のための措置を無制限に認めているとは解されないのであつて、それは、あくまで外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底からくつがえされるという急迫、不正の事態に対処し、国民のこれらの権利を守るための止むを得ない措置としてはじめて容認されるものであるから、その措置は、右の事態を排除するためとられるべき必要最少限度の範囲にとどまるべきものである。

帰結（あてはめ）

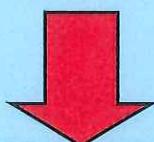
そうだとすれば、わが憲法の下で武力行使を行なうことが許されるのは、わが国に対する急迫、不正の侵害に對処する場合に限られるのであつて、したがつて、他國に加えられた武力攻撃を阻止することをその内容とするいわゆる集団的自衛権の行使は、憲法上許されないといわざるを得ない。

「昭和47年政府見解の読み直し」に関する安倍内閣の主張のポイント

- ・昭和47年政府見解には、もともと、我が国が憲法9条において許容される自衛の措置について、二つの法理（法的な論理）が書かれていた。一つは、「個別的自衛権」を許容する法理であり、もう一つは、「限定された集団的自衛権」を許容する法理である。
- ・つまり、昭和47年政府見解にある「外国の武力攻撃」という文言は、「我が国に対する外国の武力攻撃」という意味のみならず、「同盟国等に対する外国の武力攻撃」という意味でもあった。
- ・しかし、当時は、「同盟国等に対する外国の武力攻撃によって、日本国民の生命等が根底から覆される事態」というものが現実にあると認識しておらず、この事実の認識を上記の「限定された集団的自衛権の法理」に当てはめていなかった。
- ・そして、「我が国に対する外国の武力攻撃によって、日本国民の生命等が根底から覆される事態」という事実の認識のみを上記の「個別的自衛権の法理」に当てはめた結果、『我が国が憲法9条のもとで許容される武力行使は、我が国に対する急迫、不正の侵害に対処する場合に限られ、フルセットの集団的自衛権行使は違憲である（注：そもそも法理として認めている限定的な集団的自衛権の行使は否定していない）』との結論が昭和47年政府見解に書かれているのである。
- ・なお、以上のこととは全て、この度の7.1閣議決定の過程で初めて発見したものであり、この昭和47年政府見解以前に、限定的な集団的自衛権が憲法上許容されることについて説明した国会答弁や政府見解等は一切存在しない。
- ・ところで、7.1閣議決定の際に、現在の安全保障環境の情勢を踏まえれば、「同盟国等に対する外国の武力攻撃」によって「日本国民の生命等が根底から覆される事態」というものが現実に生じ得るという事実の認識に達した。
- ・よって、その事実の認識を、昭和47年政府見解を基に作った憲法9条が許容する武力行使の解釈の根幹である「基本的な論理」に当てはめたならば、限定的な集団的自衛権の行使は、もともとそこに法理として含まれているのだから、当然に認められることになる。（なお、「新三要件」は、「基本的な論理」に既に書かれている内容を整理したもの。）
- ・これは、昭和47年政府見解を基に作った「基本的な論理」への当てはめを変えただけで、憲法9条の規範（許容される自衛の措置に関する法理）を変えたものではなく、結論が変わった（つまり、別の結論が付け加わった）という意味において憲法9条の解釈変更があったというだけのものである。

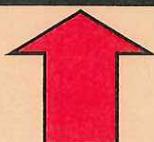
※ この「読み直し」が便宜的かつ意図的な暴挙であることは、昭和47年政府見解を作成の契機となった委員会質疑における当時の吉国内閣法制局長官答弁を始めとする当見解決裁者の国会答弁や、昭和47年政府見解前後の国会答弁、参院本会議決議等々から立証可能であり、結局、『安倍内閣としては、憲法9条が、限定的な集団的自衛権行使を許容している根拠としては、「昭和47年政府見解にそう書いてあるから。そう読めるから。」というもの以外説明できない』状況にある。

わが国に対する～



- ・「S47年政府見解」の作成者
- ・S47以前以降の全ての国会答弁等

外国の武力攻撃によって日本国民
の生命等が根底からくつがえされる



わが国に対する～



密接な関係にある他国に対する～

読み直し！

7. 1
閣議決定

昭和47年見解の「読み直し」

○小西洋之君

同盟国、我が国でない他国に対する外国の武力攻撃といふこともここに概念的に含まれるというふうに考え出したのは、横畠長官、あなたが初めての法制局長官ということでよろしいですね。

○横畠裕介君

同様に考えていた者がいたかどうかは存じませんが、この昭和四十七年の政府見解そのものの組立てから、そのような解釈、理解ができるということでござります。

昭和四七年一〇月五日起案

昭和四七年一〇月七日決裁

主査

早坂

第一部长



参事官

長官



總務主幹



参事官補



集団的自衛权と憲法上の関係について

參議院決算委員会（昭四七、九、一四）が提出要求があつた

下標記の件について、別紙のとおりとりまとめに於て、これを

同本質会に提出しておきし。

憲法第九条の戦争放棄の規定
によって、他国の防衛までを
やるということは、どうしても
憲法九条をいかに読んでも
読み切れない……。

昭和47年9月14日 吉國 長官答弁

- 外国の侵略が現実に起こった場合に「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利」が根底からくつがえされるおそれがある。
その場合に、自衛のため必要な措置をとることを憲法が禁じているものではない、というのが憲法第九条に対する解釈の論理の根底でございます。
- その論理から申しまして、集団的自衛の権利ということばを用いるまでもなく、他国が侵略されているということは、まだ日本国民の生命なり自由なり幸福追求の権利が侵されている状態ではないということで、まだ日本が自衛の措置をとる段階ではない。
日本への侵略行為が発生して、そこで初めて自衛の措置が発動する。

稻葉委員

**いわゆる他衛、他を守ることは自衛だ
というふうになってくるのじゃないですか。
・・・（略）外国が侵害を受けている…その
結果として日本国家の存立や何かに關係す
るという場合でも、日本は何もできないとい
うことですか。**

角田長官

**わが国に対する武力攻撃がなければ、わが國
の自衛権の発動はないということを申し上げ
たわけあります。**

第98回国会 衆議院予算委員会(昭和58年2月22日) 対市川委員質疑

○角田（禮）政府委員

集団的自衛権の行使を憲法上認めたいという考え方があり、それを明確にしたいということであれば、**憲法改正という手段を当然とらざるを得ない**と思います。したがって、**そういう手段をとらない限りできない**ということになると思います。

○安倍国務大臣

法制局長官の述べたとおりであります。

○谷川国務大臣

法制局長官の述べたとおりでございます。

第19回国会参議院本会議 昭和29年6月2日 会議録〔抜粋〕

○鶴見祐輔君 私は、只今議題となつた自衛隊の海外出動を為さざることに関する決議案について、その趣旨説明をいたさんとするものであります。先ず決議案文を朗読いたします。

自衛隊の海外出動を為さざることに関する決議

〔 本院は、自衛隊の創設に際し、現行憲法の条章と、わが国民の熾烈なる平和愛好精神に照し、海外出動はこれを行わないことを、茲に更めて確認する。 〕
右決議する。

・・・何ものが自衛戦争であり、何ものが侵略戦争であつたかということは、結局水掛論であつて、歴史上判明いたしません。故に我が国のごとき憲法を有する国におきましては、これを厳格に具体的に一定しておく必要が痛切であると思うのであります。自衛とは、我が国が不當に侵略された場合に行う正当防衛行為であつて、それは我が國土を守るという具体的な場合に限るべきものであります。幸い我が国は島国でありますから、國土の意味は、誠に明瞭であります。故に我が国の場合には、自衛とは海外に出動しないことでなければなりません。如何なる場合においても、一度この限界を越えると、際限もなく遠い外国に出動することになることは、先般の太平洋戦争の経験で明白であります。それは窮屈であつても、不便であつても、憲法第九条の存する限り、この制限は破つてはならないであります。外国においては、過去の日本の影像が深く滲み込んでいるために、今日の日本の戦闘力を過大評価して、これを恐るる向きもあり、又反対に、これを利用せんとする向きも絶無であるとは申せないと思うのであります。さような場合に、条約並びに憲法の明文が拡張解釈されることは、誠に危険なことであります。故にその危険を一掃する上からいつても、海外に出動せずということを、国民の総意として表明しておくことは、日本国民を守り、日本の民主主義を守るゆえんであると思うのであります。

何とぞ満場の御賛同によつて、本決議案の可決せられんことを願う次第であります。

出典：第19回国会参議院本会議 昭和29年6月2日会議録より小西洋之事務所作成

平成26年3月12日参議院予算委員会 民主党・新緑風会 小西洋之

7.1閣議決定における「平和主義」等の切り捨てによる「論理のすり替え」

1972年政府見解

(前略) 憲法は、第9条において、同条にいわゆる戦争を放棄し、いわゆる戦力の保持を禁止しているが、前文において「全世界の国民が……平和のうちに生存する権利を有する」ことを確認し、また、第13条において「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、……国政の上で、最大の尊重を必要とする」旨を定めていることからも、わが国がみずからの存立を全うし国民が平和のうちに生存することまでも放棄していないことは明らかであって、自國の平和と安全を維持しその存立を全うするために必要な自衛の措置をとることを禁じているとはとうてい解されない。

しかしながら、だからといって、平和主義をその基本原則とする憲法が、右にいう自衛のための措置を無制限に認めてはいるとは解されないのであって、それは、あくまで外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底からくつがえされるという急迫、不正の事態に対処し、国民のこれらの権利を守るための止(や)むを得ない措置としてはじめて容認されるものであるから、その措置は、右の事態を排除するためとられるべき必要最小限度の範囲にとどまるべきものである。

7.1閣議決定

(2) 憲法第9条はその文言からすると、国際関係における「武力の行使」を一切禁じているように見えるが、憲法前文で確認している「国民の平和的生存権」や憲法第13条が「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利」は国政の上で最大の尊重を必要とする旨定めている趣旨を踏まえて考えると、憲法第9条が、我が国が自國の平和と安全を維持し、その存立を全うするために必要な自衛の措置を探ることを禁じているとは到底解されない。

一方、この自衛の措置は、あくまで外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるという急迫、不正の事態に対処し、国民のこれらの権利を守るためのやむを得ない措置として初めて容認されるものであり、そのための必要最小限度の「武力の行使」は許容される。

平成27年9月20日 参議院予算委員会 民主党・新緑組合 小西洋之
出典:平成28年7月1日「国家安全保障会議決定・閣議決定『國の存立を全うし、國民を守るために切れ目のない安全保障法制の整備について』及び昭和47年10月14日参議院決算委員会政府提出資料より小西洋之事務所作成

「基本的な論理」のズレ

＜昭和47年見解＞

外国の武力攻撃によって国民の**生命、自由及び幸福追求の権利が根底からくつがえされる**という急迫不正の侵害



＜平成16年答弁書＞

外部からの武力攻撃によって国民の**生命や身体が危険にさらされる**



10回連続答弁拒否！

(平成26年11月6日参外防委)

＜7.1閣議決定「新3要件」＞

我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、・・・国民の**生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される**明白な危険



「専守防衛」の改変

「専守防衛」の定義

「専守防衛」とは、相手から武力攻撃を受けたときにはじめて防衛力を行使し、その態様も自衛のための必要最小限にとどめ、また、保持する防衛力も自衛のための必要最小限のものに限るなど、憲法の精神に則った受動的な防衛戦略の姿勢をいう(平成26年版防衛白書)。

定義の改変（1）

「相手から武力攻撃を受けたときにはじめて防衛力を行使する」

- ① 我が国が他国から武力攻撃を受けた場合(二人称の世界)
 - ② 同盟国が他国から武力攻撃を受けた場合(三人称 " ")
- ②の三人称の場合も含む
と勝手に理解

○小西洋之君

…「相手から武力攻撃を受けたとき初めて防衛力を行使する」というこの専守防衛の定義の冒頭の言葉は、先ほどの三者ですね、三か国の関係でいうと、イランからアメリカが武力攻撃を受けたとき初めて日本国が防衛力を行使する、こういう日本語として読めるというふうに理解されているということでおろしいですね。…

○政府参考人(辰巳昌良君)

…そういうふうに理解をしています。

(第189回参外防委 5月12日)

専守防衛の「憲法の精神」と平和主義

栗山政府委員[外務省北米局長]

…憲法のもとでの日本国としての基本的な平和主義の精神、それからそこから出てきております…
専守防衛ということを基本といたしました防衛政策…。

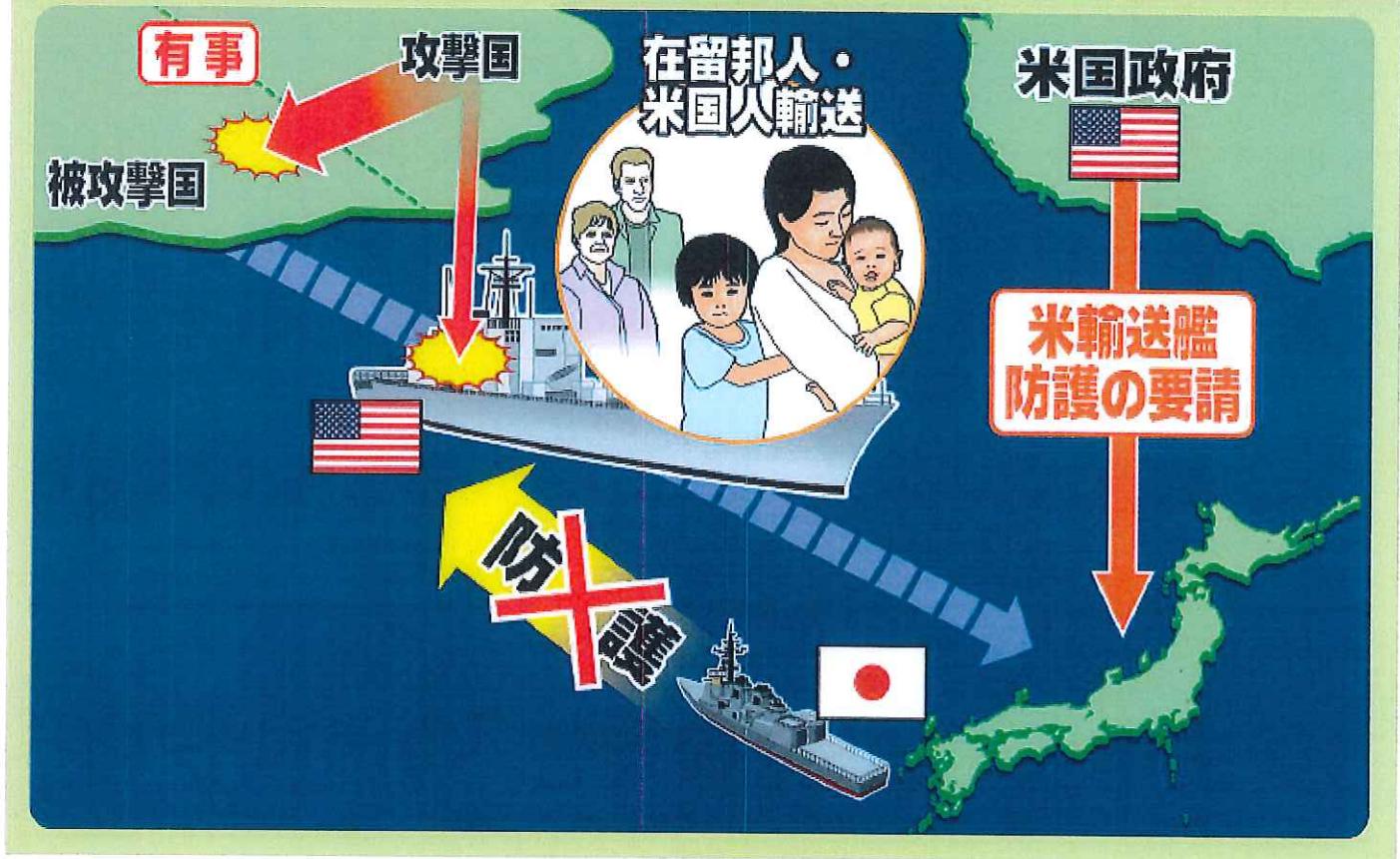
(102 - 衆 - 安全保障特別委員会 - 4号 昭和60年4月8日)

鈴木内閣総理大臣[鈴木善幸君]

わが国は、平和憲法のもとに平和主義、民主主義、基本的人権の尊重という基本理念の上に立ちまして、平和国家の建設に向かって今まで努力をいたしてまいつたところでございます。そのような精神の上に立ちまして、専守防衛に徹する、…このように考えております。

(96 - 衆 - 内閣委員会 - 16号 昭和57年5月13日)

邦人輸送中の米輸送艦の防護



出典：首相官邸HP 5月15日安倍総理記者会見使用パネル
平成27年3月20日 参議院予算委員会 民主党・新緑風会 小西洋之

「母子避難」米艦輸送ケースの破綻

平成26年7月1日総理大臣記者会見

海外で突然紛争が発生し、そこから逃げようとする日本人を…米国が救助を輸送しているとき、日本近海において攻撃を受けるかもしれない。…日本人の命を守るため、自衛隊が米国の船を守る。それをできるようにするのが今回の閣議決定です。

(首相官邸HPより)

政府特別補佐人(横畠裕介君)

第一要件…は、個々の国民のことを考えているのではなくて、…「我が国の存立が脅かされ、」ということとセットのことでございまして、言わばその表裏一体のことを申し述べているもの

(187-参-外交防衛委員会-2号 平成26年10月16日)

出典：平成26年7月1日安倍総理記者会見及び参議院会議録より小西洋之事務所作成

平成27年3月20日参議院予算委員会 民主党・新緑風会 小西洋之

改正国民投票法附帯決議 第6項

■2014年6月11日 参議院憲法審査会採決

六、本法律の施行に当たっては、憲法の最高法規性及び国民代表機関たる国会の国權の最高機関としての地位に鑑み、**政府にあつては、憲法の解釈を変更しようとするとときは、当該解釈の変更の案及び** (略) **政府の憲法解釈の原則への適合性について、国会での審議を十分に踏まえること。**

出典：2014年6月11日参議院憲法審査会附帯決議より小西洋之事務所作成

平成27年3月20日参議院予算委員会 民主党・新緑風会 小西洋之

日米安保条約では「日本は米国のために集団的自衛権を使用しなくてもよい」と締結している！！

NATO条約第3条	日米安保条約第3条
締約国は、この条約の目的を一層有効に達成するために、 単独に及び共同して 、継続的かつ効果的な自助及び相互援助により、武力攻撃に抵抗する 個別的の及び集団的能力 を維持し発展させる。	締約国は、 個別的に及び相互に協力して 、継続的かつ効果的な自助及び相互援助により、武力攻撃に抵抗する それぞれの能力を、憲法上の規定に従うこと を条件として、維持し発展させる。

【外務省HPでの解説（2014/07/01以前）】

ただし、我が国の場合には、「相互援助」といっても、**集団的自衛権の行使を禁じている憲法の範囲内のものに限られること**を明確にするために、「**憲法上の規定に従うこと**を条件」としている。